

税の更正に関する申告要領

1. 本申告の目的

日本学生支援機構（以下、「機構」といいます。）の奨学金の家計基準は、奨学金の申込者又は奨学生本人（以下、「奨学生本人等」といいます。）※1 及び生計維持者全員の住民税（市町村民税）情報を基に判定しますが、この判定に用いた市町村民税の情報は、税の更正※2 によって内容が変更されることがあります。本申告は、奨学生本人等から税の更正があったことについて機構に提出していただくことで、機構が奨学金の家計基準の判定のやり直し（再判定）を行うための資料とすることを目的としています。

なお、奨学金の判定に用いた年度の税の更正がない（住民税情報に変更がない）場合は、本申告を行うことはできません。

※1 貸与奨学金は、生計維持者の住民税情報を基に判定します。

※2 この申請においては、税の更正は、市区町村により市町村民税の情報が変更されることをいいます。個人の市町村民税ではない税（所得税等）の更正は関係しません。なお、機構では税の情報を変更することはできません。

2. 再判定とは

機構は、本申告のあった税の更正に関する情報等に基づき、奨学金に関する再判定を行うことがあります。この再判定の結果、以下のような結果が生じ得ます。ただし、いずれの場合も、再判定を行っても再判定を行う前と同一の結果となる場合があります。

（１）税の更正により所得が減っていたり、控除額が多くなったりしていたとき

- ・ 奨学金に不採用だった場合、新たに採用されることがあります。（必ず採用されるとは限りません。）
- ・ 給付奨学金の支援区分の変更により、給付奨学金が増額となる区分になることがあります。これに伴い、修学支援新制度における授業料等減免も増額となる区分になる場合があります。一方で、給付奨学金と併せて第一種奨学金を受けている場合、第一種奨学金の貸与月額が減額されることがあります。

※ 既に振り込まれた奨学金について超過が生じた場合、貸与終了後に返還金として取り扱われることに同意していただきます。

（２）税の更正により所得が増えていたり、控除額が少なくなったりしていたとき

- ・ 奨学金に採用されていた場合、採用が取り消される場合があります。この場合、既に支給又は貸与済みの奨学金は採用時に遡って返金していただくことになります。
- ・ 給付奨学金の支援区分の変更により、給付奨学金が減額となる区分になることがあります。これに伴い、修学支援新制度における授業料等減免も減額となる区分になる場合があります。一方で、給付奨学金と併せて第一種奨学金を受けている場合、第一種奨学金の貸与月額が増額されることがあります。この場合に減額となった給付奨学金は、元々の判定を行ったときに遡って返金していただくことがあります。

なお、本申告にかかわらず、機構が自ら税の情報の変更を把握し、再判定を行うこともあります。

■給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与月額の併給調整は、以下の機構ホームページを参照してください。

奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 貸与奨学金（返済必要） > 第一種奨学金（無利子で借りる） > 第一種奨学金の貸与月額 > 給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額（併給調整）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

3. 申告対象者

税の更正により奨学金の判定に用いた年度の市町村民税の情報に変更が生じた奨学生本人等※及び生計維持者

※ 貸与奨学金は、申告日において、奨学金を申請した学校に引き続き在籍している方が対象です。

また、生計維持者の住民税情報を基に判定します。

4. 申請時期

市区町村から市町村民税の「更正（決定）通知書」等の住民税情報が変更された旨の通知を受け取った後、速やかに申告してください。

5. 申告いただいた結果の連絡

本申告書の受付からおおよそ2～3か月後に機構から学校へ文書にて通知いたします。

学校を通じてお受け取りください。

- ※ 住民税情報に変更はあるが支援区分に変更が生じない場合も、学校へ文書にて通知します。
- ※ 住民税情報に変更が確認できない場合は、再判定を行わず申告書一式を申告者へ返送します。

6. 提出書類

以下①及び②を、下記送付先まで送付してください。

- ① 「日本学生支援機構奨学金に係る税の更正に関する申告書」（機構ホームページに掲載）
 - ※ 記入にあたっては別紙の「記入例」を参照してください。
- ② 税の更正があった方の税の更正が分かる書類（税の「更正（決定）通知書」のコピーなど）
 - ※ 申込時等にマイナンバーを機構へ提出していないなど、機構で住民税情報の確認ができない場合は、住民税情報に変更された旨が分かる通知を受け取った方の当該年度の「課税証明書」の添付が必要です。

7. 留意事項

- ① 奨学金に関する再判定を行うときは、ご提出いただいたマイナンバーを利用し住民税情報を取得し、再判定を行います。なお、機構で住民税情報の再取得に時間を要する場合など必要に応じ、課税証明書^{注3}の提出を求める場合があります。
- ② 再判定時には、奨学生本人等及び生計維持者全員の扶養状況等の確認を行う必要があるため、それぞれの算定基準額を改めて算定し直したうえで再判定を行います。
 - ※ 貸与奨学金は、生計維持者の住民税情報を基に判定します。
- ③ マイナポータルで確認できる「わたしの情報」の個人住民税情報に税の更正の結果が反映されていること、又は反映されたことを市区町村のご担当者にご確認後に、本申告書をご提出いただくようご協力をお願いします。なお、機構においては、住民税情報に変更が確認できた場合のみ、再判定を行います。
- ④ 奨学生番号や申込時の受付番号がわからない場合は、奨学生証や在学学校（採用された方）でご確認いただくか、申込みをした学校（採用されていない方）にご確認ください。
- ⑤ 本申告書等の書類に不足がある場合は、記入いただいた「本件の連絡先」に電話又は書面で照会します。

8. 送付先

〒104-8173 東京都中央区銀座6丁目18番2号

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 貸与・給付総務課
(簡易書留等、記録が残る方法により提出願います)

【注意】

1. 再判定の対象となった場合、提出された書類等は返却しかねますのでご承知おきください。
2. 奨学生本人等に関する税法上の扶養の状況が変わった場合（生計維持者の「本人に関する扶養控除」の有無を変更した場合など）、奨学生本人等に税の更正がない場合であっても、本人及び生計維持者両方の住民税情報を取得します。
3. 「課税証明書」を提出する際は、更正後の内容が反映されているものを取得してください。
なお、取得していただく「課税証明書」には次の項目の記載が必要です。「課税証明書」の書式は、市区町村役場により異なることがあり、以下の項目が存在しない場合や名称が異なる場合があります。
市区町村役場には、以下の項目の記載があるものを発行依頼してください。

【課税証明書に記載の必要な項目】

①課税標準額、②市町村民税調整控除額、③市町村民税税額調整額、④扶養親族数及びその内訳、
⑤控除等に係る本人該当区分、⑥合計所得金額、⑦総所得金額等
※②と③においてご提出された「課税証明書」に記載がない場合0として計算します。
4. 給付奨学金の場合、「令和○年度」の税の更正や課税証明書は原則として令和○年10月～その次の年の9月の奨学金の判定に影響します。例えば、令和6年度の税の更正について申告いただいた場合、令和6年10月～令和7年9月の期間の奨学金の再判定がなされる可能性があります。

■「課税証明書」の見方は、以下の本機構ホームページをご参照ください。

奨学金 > 在学中の手続き > 給付奨学金に関する在学中の手続き > 適格認定（家計） > 在学中の適格認定（家計） > 【給付奨学生】2025年10月の支援区分見直し（2025年度適格認定（家計））
具体的に支給額算定基準額を確認されたい場合

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/shienkubun.html#kakunin